

隊員冊子4分の1黒塗り

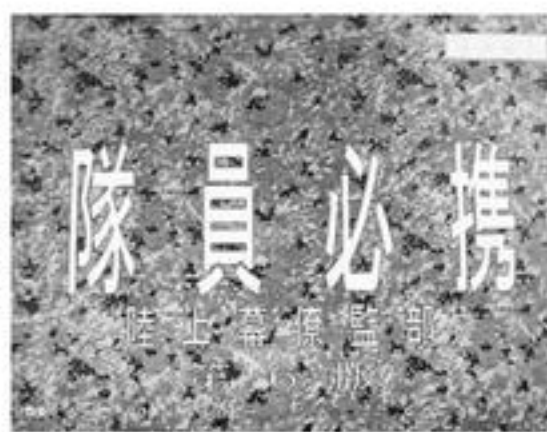
イラク派遣 任務の解説

特定 秘密法

イラクで復興支援活動にあたった隊員向けに、陸上自衛隊が現地での諸注意をまとめた冊子を朝日新聞が情報公開請求で入手したところ、全体の約4分の1が黒塗りだった。別に入手した同じ冊子の古い版の全文と比較した結果、専門家は「秘匿範囲が恣意的に広められている」と指摘する。特定秘密保護法が施行されると、秘密がさらに広がる可能性もある。

防衛省 他国の信頼損なう 専門家 非開示判断恣意的

防衛省への請求で入手した冊子は、陸上幕僚監部が作った全377ページの「隊員必携(6版)」。2004年から06年までの活動期間中、修正のたびに版を重ね派遣隊員約5500人に配られた。現地での安全確保や任務遂行の上で参考になるものをまとめたもので、「現地情勢」「国際法」



開示された「隊員必携」(6版)の表紙

陸上自衛隊のイラク派遣
イラク復興支援特別措置法に基づき、2004年1月から2年半、延べ約5500人の陸上自衛官が派遣された。イラク南部サマワに宿営地を設け、約550人の部隊が10次にわたり学校や道路の修復、医療支援などにあたった。

不発弾への対処

- 不発弾を発見したら：
- 1 不発弾
 - 2 不発弾
 - 3 不発弾
 - 4 不発弾
 - 5 不発弾
 - 6 不発弾

不発弾への対処

- 不発弾を発見したら：
- 1 不発弾と疑わしい物に決して接近するな。
 - 2 不発弾の近くで電波を送信するな。
 - 3 不発弾の一部や周囲の物を取ろうとするな。
 - 4 不発弾を決して動かすな、触れるな。
 - 5 不発弾が存在する地域を避けよ。
 - 6 不発弾の危険地域を確実に標示せよ。

～米海兵隊教範より

「突発事態対処」「兵站」など九つの項目ごとに詳しい解説が載っている。

非開示とされたのは、冊子全体の4分の1余にあたる計106ページの全部または一部。防衛省は「防衛装備品の情報で、自衛隊の任務の効率的な遂行に支障を生じる」「他国の情報で、公にするると他国との信頼関係が損なわれる」などを理由に挙げた。

米軍の事例紹介

例えば、「現地情勢」の項目のうち「隊員保全」の大半が「公開すると他国の信頼を失う」として非公開とされた。3版で中身を確認すると、海外の情報機関による監視を避けるための

朝日新聞は、軍事に詳しい水島朝穂早稲田大教授(憲法)が入手した、黒塗

り「隊員必携」3版と、情報公開で得た6版を比較した。防衛省によると、6版は3版から修正はあるが、内容にはほとんど変わりはないという。

注意点を現地でも逮捕・拘束された時の対応など、米軍の事例を参考に紹介する内容。現地で雇った運転手がいる場での会話や女性と交友関係を持つことへの注意などが例示されているに過ぎなかった。

また、不発弾への対処では「不発弾と疑わしいものに決して接近するな」「不発弾を決して動かすな、触れるな」などの内容がいずれも黒塗り。米海兵隊の資料をもとにしたもので、「公開すると他国の信

情報公開で入手の冊子(6版)

別ルートで入手の冊子(3版)

頼を失う」という理由だった。情報公開に詳しい軍事評論家の福好昌治氏は「法令上の秘密より秘匿範囲が広く、非開示の判断には恣意的な印象がある」と話す。

省秘に該当せず

「隊員必携」は、表紙に「部内限り」と書かれている。省内の文書取り扱い「隊員以外に知られることが業務遂行に支障を与えるおそれがある文書」(防衛省幹部)とされるが、防衛秘密や省秘など自衛隊法上の秘密には当たらない。

水島教授は「米軍が公にしているハンドブックからの丸々の引用が多く、秘匿する必要がないものはかなり。秘密法が施行され、秘密指定のチェックの仕組みを欠くと、指定権者の恣意的判断を排除できない恐れがある」と話した。

(谷田邦一)